

○厚生労働省告示第三八一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キヤベツ、芽キヤベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシナイト、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハ

ツクルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するアジムスフロンの量の限度、小麦、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するクロフェンセットの量の限度、米に残留するクロメプロップの量の限度、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、オクラ、その他の野菜、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハツクルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッ

シヨンプルーツ、なつめやし、その他の果実、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するシフルフェナミドの量の限度、牛の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉に残留するスピロメシフェンの量の限度、ばれいしよ、だいこん類の根、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するプロパモカルブの量の限度、米に残留するペントキサザンの量の限度、牛の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分に残留するラフオキサニドの量の限度並びに米、小麦、大麦、ライ麦、そば、その他の穀類、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシファイ、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、りんご、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あ

んず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハツクルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のハーブ、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、乳、鶏の脂肪及びその他の家きんの脂肪に残留するルフエヌロンの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十二年十一月九日

厚生労働大臣 細川 律夫

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のアジムスルフロンの項中「0.1ppm」を「0.02ppm」に改める。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のクロマフェノジドの項の次に次のように加える。

クロメプロップ	米	0.02ppm
	魚介類	0.3ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のシフルトリンの項の次に次のように加え

12°

シフルフェナミド	小麦	0.3ppm
	大麦	0.7ppm
	ライ麦	0.7ppm
	その他の穀類	0.7ppm
	トマト	0.5ppm
	ピーマン	1 ppm
	なす	0.3ppm
	きゅうり	0.3ppm
	かぼちや	0.3ppm
	しろうり	0.2ppm
	すいか	0.02ppm
	メロン類果実	0.02ppm
	その他のうり科野菜	0.5ppm
	りんご	0.7ppm
もも	0.05ppm	

	すもも	0.3ppm
	おうとう	5 ppm
	いちご	0.7ppm
	かき	0.5ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のスピロメシフェンの項中

「
トマト
ピーマン
なす

0.7ppm

0.45ppm

0.45ppm

を

「
トマト

ピーマン

なす

3 ppm

3 ppm

2 ppm

に

「

すいか

0.1ppm

「油」 すいか

0.3ppm 「油」 西洋なし

2 ppm 「油」
西洋なし
もも
ネクタリン
あんず
すもも
うめ

2 ppm	「油」	牛の筋肉	0.05ppm
0.2ppm		その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
1 ppm		牛の脂肪	0.05ppm
5 ppm		その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05ppm
		牛の肝臓	0.05ppm
		その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05ppm

0.7ppm	牛の腎臓	0.05ppm
5 ppm	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05ppm
	牛の食用部分	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05ppm

を	牛の筋肉	0.02ppm	に定める。
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm	
	牛の脂肪	0.1ppm	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1ppm	
	牛の肝臓	0.2ppm	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2ppm	
	牛の腎臓	0.2ppm	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2ppm	
	牛の食用部分	0.2ppm	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2ppm	

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のピリプロキシフェンの項中 「ブルーベ

リー」を 「ブルーベリー
クランベリー

1.0ppm

1.0ppm
1.0ppm

」に、 「茶

0.3ppm

」を 「茶

15ppm

」に改める。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のピリミジフェンの項の次に次のように加える。

ピリミスルファン	米	0.05ppm
----------	---	---------

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のプロスルホカルブの項の次に次のように加える。

プロチオコナゾール	小麦	0.07ppm
-----------	----	---------

大麦	0.35ppm
ライ麦	0.05ppm
その他の穀類	0.05ppm
大豆	0.15ppm
小豆類	0.9ppm
えんどう	0.9ppm
らつかせい	0.02ppm
その他の豆類	0.9ppm
てんさい	0.25ppm
なたね	0.15ppm
牛の筋肉	0.02ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
牛の脂肪	0.1ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1ppm

牛の肝臓	0.2ppm
豚の肝臓	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2ppm
牛の腎臓	0.2ppm
豚の腎臓	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2ppm
牛の食用部分	0.2ppm
豚の食用部分	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2ppm
乳	0.02ppm
鶏の肝臓	0.02ppm
その他の家きんの肝臓	0.02ppm

第1食品の部△食品一般の成分規格の項6の目(1)の表のプロパモカルブの項を次のように改める。

プロパモカルブ	米	0.1ppm
	ばれいしよ	0.3ppm
	てんさい	0.2ppm

だいこん類の根	1 ppm
はくさい	10ppm
キャベツ	0.1ppm
芽キャベツ	1.0ppm
チンゲンサイ	0.5ppm
カリフラワー	0.2ppm
ブロッコリー	0.5ppm
その他のあぶらな科野菜	0.5ppm
チコリ	2 ppm
レタス	10ppm
たまねぎ	0.05ppm
ねぎ	3.0ppm
セロリ	0.2ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	3 ppm
なす	0.3ppm

その他のなす科野菜	2 ppm
きゅうり	5 ppm
かぼちや	5 ppm
しろうり	5 ppm
すいか	0.5ppm
メロン類果実	0.5ppm
まくわうり	0.5ppm
その他のうり科野菜	5 ppm
ほうれんそう	40ppm
たけのこ	0.2ppm
しょうが	10ppm
その他の野菜	0.2ppm
いちご	0.1ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm

牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm

	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	とうがらし（乾燥させたもの）	10ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のペントキサゼンの項を次のように改める。

ペントキサゼン	米	0.05ppm
	その他の穀類	0.05ppm
	魚介類	0.08ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のメチオカルブの項の次に次のように加える。

1-メチルシクロプロペン	りんご	0.01ppm
	日本なし	0.01ppm
	西洋なし	0.01ppm
	かき	0.01ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のルフエヌロンの項を次のように改める。

ルフエヌロン	とうもろこし	0.05ppm
--------	--------	---------

大豆	0.05ppm
かんしょ	0.02ppm
てんさい	0.2ppm
だいこん類の根	0.02ppm
だいこん類の葉	3 ppm
はくさい	1 ppm
キャベツ	0.7ppm
芽キャベツ	0.5ppm
ブロッコリー	2 ppm
レタス	1 ppm
ねぎ	2 ppm
わけぎ	1 ppm
トマト	0.5ppm
ピーマン	1 ppm
なす	0.5ppm
その他のなす科野菜	0.5ppm

きゅうり	0.3ppm
えだまめ	3 ppm
みかん	0.02ppm
なつみかんの果実全体	0.3ppm
レモン	0.3ppm
オレンジ	0.3ppm
グレープフルーツ	0.3ppm
ライム	0.3ppm
その他のかんきつ類果実	0.3ppm
りんご	0.7ppm
日本なし	0.5ppm
西洋なし	0.5ppm
いちご	1 ppm
ぶどう	1 ppm
茶	10ppm
その他のスパイス	3 ppm

牛の筋肉	0.1ppm
豚の筋肉	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1ppm
牛の脂肪	0.3ppm
豚の脂肪	0.3ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3ppm
牛の肝臓	0.02ppm
豚の肝臓	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02ppm
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.02ppm
豚の食用部分	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02ppm
乳	0.05ppm

鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.2ppm
その他の家きんの脂肪	0.2ppm
鶏の肝臓	0.03ppm
その他の家きんの肝臓	0.03ppm
鶏の腎臓	0.02ppm
その他の家きんの腎臓	0.02ppm
鶏の食用部分	0.03ppm
その他の家きんの食用部分	0.03ppm
鶏の卵	0.3ppm
その他の家きんの卵	0.3ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項7の目の(1)の表のアジムスルフロンの項、クロアヒンセシトの項、クロメプロップの項、シフルアヒナミドの項、プロピモカルブの項、ラフタキサミドの項及びピルフェヌロンの項を削る。